様式第２号（事業別概要）

No.

平成３０年度　国民健康保険特別会計 予算内示 事業別概要書（当初）

款	3. 国民健康保険事業費納付金	大事業	1. 国民健康保険事業費納付金（退職医療分）
項	1. 医療給付費分	中事業	
目	2. 退職被保険者医療給付費分	担当所属	健康保険課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度当初予算額	増減額	前々年度決算額
経常	補助	通常	0	0	0

実施計画				
			5年間計画額	－
			平成28年度	－
			平成29年度	－
			平成30年度	－
			平成31年度	－
			平成32年度	－

本年度事業費	（歳　入）	（歳　出）
本年度当初要求額		
本年度当初査定額		11,103

財源内訳								一般財源
本年度当初要求額								0
本年度当初査定額								11,103

＜事業に関する説明＞

（事業の概要）・国民健康保険法第７５条の７第２号の規定により、千葉県へ国民健康保険事業費納付金を納付します。（平成３０年度からの新規事業）	（事業の目的）・千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、千葉県へ国民健康保険事業費納付金を納付します。	（事業の効果）・千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てられ、市の保険給付費の支出に対する安定が図られます。
（事業実施上の問題点）・国民健康保険事業費納付金を納付するための費用を保険料等により賄うため、収入の確保に努める必要があります。	（前年度からの見直し点）	（見積についての特記事項）

節	本年度当初査定額	前年度当初予算額	増減額
19	11,103	0	11,103

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度要求額	本年度査定額	前年度予算額	増減額
差引一般財源								0	11,103	0	11,103

（佐倉市）